平成２４年（フ）第５３２号
神奈川県小田原市鴨宮219番地の１　ＩＳハイツ201号室
債務者　高木　忠保
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２３号
新潟県阿賀野市百津町６番12号
債務者　大野　信子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１２４号
新潟県阿賀野市百津町６番12号
債務者　大野　雅代
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１１３号
富山県高岡市伏木本町９番38―203号　ソレイユＡ
債務者　益塚　泰子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５８号
石川県七尾市白馬町29部79番地
債務者　白石　静江
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２２１号
愛知県一宮市北園通７丁目４番地２
債務者　鵜飼　敏孝
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１５号
滋賀県蒲生郡日野町松尾２丁目103番地
債務者　浜本　裕次
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１６号
滋賀県蒲生郡日野町松尾２丁目103番地
債務者　浜本　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字朝来中110番地20
債務者　近藤　紀子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
京都府福知山市字篠尾656番地
債務者　橋　富史雄
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第８８０号
堺市中区八田西町３丁６番８号　東和メゾン202号
債務者　古賀　大助
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２１号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番135―401号
債務者　近藤　充治
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２６号
堺市堺区神石市之町11番７号
債務者　羽柴　有佳
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４６号
堺市西区草部1800番地６　９棟404号、前住所堺市西区鳳中町３丁63番地15
債務者　太田　哲史
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９５８号
大阪府羽曳野市野202番地の１―407
債務者　中　　祥一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７５号
大阪府柏原市清州１丁目３番33―107号　サングレース柏原
債務者　松下　典子（旧姓戸川）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
兵庫県小野市黒川町1738番地　レオネクストＭ＆Ｍ101号室
債務者　田村　賢治
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１９７号
香川県高松市牟礼町牟礼2541番地40
債務者　中島　朋美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　高松地方裁判所破産・再生係